相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市長沼町一八九二番地一、最後の住所群馬県伊勢崎市長沼町一八九二番地一　被相続人　亡　小此木玉枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

群馬県前橋市石倉町五丁目九番一六号榛名ビル二階　相続財産管理人　弁護士　上野　猛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市上之一一〇〇番地一五六、最後の住所埼玉県熊谷市広瀬八〇〇番地一六七　被相続人　亡　島村　一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

埼玉県熊谷市仲町三五番地　埼玉ひまわり法律事務所　相続財産管理人　弁護士　加藤　純二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区三番町六番地一七、最後の住所埼玉県越谷市川柳町三丁目六〇番地一越谷なごみの郷　被相続人　亡　金本　輝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

埼玉県越谷市弥生町一―四越谷弥生ビル七階ポプラ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡本　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区新井二丁目一一六五番地、最後の住所東京都杉並区成田東一丁目四二番三号　被相続人　亡　岩田　勝敬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

事務所東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビルヂング九階宏和法律事務所　相続財産管理人　弁護士　飯田　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区尾山台二丁目七三番地、最後の住所東京都世田谷区玉堤一丁目三番一一号　被相続人　亡　熊本　昌広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

事務所東京都新宿区新宿二丁目一番三号サニーシティ新宿御苑四〇一ルーデンス法律事務所　相続財産管理人　弁護士　齊藤悠紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区東大泉一丁目三七番、最後の住所東京都練馬区東大泉一丁目三七番二〇―三〇三号　被相続人　亡　鈴木　敬子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

東京都新宿区三栄町二三―一ライラック三栄ビル三階わかばの風法律事務所　相続財産管理人　弁護士　酒井　桃子（登録姓　出島）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県熊毛郡上関町大字長島一五〇〇番地、最後の住所横浜市金沢区釜利谷南二丁目二七番二二号　被相続人　亡　福田　久幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

横浜市中区住吉町一丁目一四番地第一総業ビル七階　永井・天野法律事務所　相続財産管理人　弁護士　永井　嵩朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市浄明寺三丁目八六番地、最後の住所神奈川県鎌倉市浄明寺三丁目六番二一号　被相続人　亡　橋本　鈴枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル二階　相続財産管理人　司法書士法人村田由美子綜合事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区六本木三丁目一六番地、最後の住所神奈川県鎌倉市大町三丁目四番一一号　被相続人　亡　牧野昭一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館六階　相続財産管理人　弁護士　佐伯　昭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市旭区本村町四八番地六、最後の住所横浜市旭区本村町四八番地の六　被相続人　亡　橋本　淑子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

横浜市中区日本大通一八番地　ＫＲＣビル九階　相続財産管理人　弁護士　保良　公晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区南品川三丁目四四二番地、最後の住所横浜市港北区綱島西二丁目三番二―七〇二号　被相続人　亡　赤尾　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目一四番六号ヴィラフォルテⅡ四〇一　相続財産管理人　弁護士　熊澤　美香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市江陽二丁目八番地一四、最後の住所新潟県長岡市江陽二丁目八番八号　被相続人　亡　捧　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

新潟県長岡市三和三丁目八番地二三　坂井ビル中二階　六花法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙橋　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県三方上中郡若狭町神谷第三五号一三番地一、最後の住所福井県三方上中郡若狭町神谷第三三号一〇番地の二　被相続人　亡　百田　光伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

福井県敦賀市鋳物師町四番八号　相続財産管理人　弁護士　髙辻　俊一